

＜感染症の出席停止期間について＞

● 医師の「意見書」又は「登園許可証明書」の提出をお願いしている感染症

病 名	出席停止の期間	
インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱したあと3日を経過するまで	ただし、病状により、医師の判断において感染の恐れがないと認められた場合は、この限りではない。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質剤による治療が終了するまで	
麻疹（はしか）	解熱したあと3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退したあと2日を経過するまで	
結核	病状により、医師の判断において感染の恐れがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎		
流行性角結膜炎	医師の判断により、感染の恐れがないと認められるまで	
急性出血性結膜炎		
腸管出血性大腸菌感染症		
溶連菌感染症 ※		

※ 溶連菌感染症は、「保育所における感染症対策ガイドライン」では、医師の意見書の提出をお願いしている感染症には含まれていませんが、川西市では提出をお願いしています。

● 医師の判断により登園できる感染症 登園届（保護者記入）の提出をお願いします。

病 名
<p>ヘルパンギーナ、ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど）、マイコプラズマ肺炎、RSウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、ウイルス性肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）☆、伝染性軟属腫（水いぼ）☆など</p> <p>☆…特に夏場は、症状の程度によって感染が広がることが考えられます。 保育所生活での注意点など、医師に相談しておきましょう。</p>